

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	ユニファースト株式会社
事業所の所在地	〒 672-8051 兵庫県姫路市飾磨区清水二丁目 5 岩崎ビル 2F

1 派遣労働者の数

(対象期間:2024/9/1～2025/4/30)

派遣労働者の数(2025 年 6 月 1 日付け)	41 (人)
雇用安定措置を講じた人数	0 (人)

(対象期間:2024/9/1～2025/4/30)

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	16 (件)
----------------------	--------

(対象期間:2024/9/1～2025/4/30)

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1 日 8 時間あたりの額)	16,848 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額(1 日 8 時間あたりの額)	10,993 (円)
マージン率	34.7% (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています

4 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
新規採用者訓練	登録者及び 派遣労働者	Off-JT	派遣元 事業主	有	無
職能別訓練					
職種転換訓練					
階層別訓練					
その他の教育訓練					

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等 : 社会保険、有給休暇、育児・介護休業、看護休暇、定期健康診断など
各種サポート : 無料 e ラーニング、資格取得支援、各種相談窓口の設置など

6 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か : 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期 : 2026 年 3 月 31 日